

地域の実情に応じて運用できる「民泊」の法制化を求める意見書

今国会において、政府は既存住宅等を宿泊施設として活用できるようにする「民泊」制度の法制化を目指している。

我が国の空き家は、少子高齢化の進展、人口移動の変化などにより、平成25年の時点で約820万戸あるとされ、その利活用は地域の新たな活力を生み出す大きな力となり得るとされている。

また、平成24年に約836万人だった訪日外国人旅行者数は、平成28年には2,400万人を突破し、さらに政府は平成32年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の年には4,000万人の目標を掲げており、外国人旅行者の急増による宿泊施設の不足も懸念されている。

これらの課題に対し、「民泊」の推進は、地域の遊休資産を有効に活用することによる地域経済の活性化や、管理が行き届いていない空き家等の適正な管理による住環境の改善につながると期待される。

一方で、外国人旅行者の空き家等の利用においては、地域住民と外国人旅行者の間での気配り及び協力によって、互いの安全と安心の確立のためのきめ細かい対応が求められる。

これらのことから、政府が「民泊」を推進する際は、国内外の旅行者等の受け入れによる観光の振興及び地域社会の健全な発展の両立を図るため、様々な課題への対応を総合的に進めながら、事業が地域において持続可能なものとしなければならない。

よって、政府においては、「民泊」制度の法制化に当たり、宿泊施設として必要な安全性等を確保するとともに、地域住民及び旅行者の安全と安心を確立し、並びに地域の実情に合わせ将来にわたり豊かで住みよい地域を実現するため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 宿泊者の安全を確保し、地域住民の安全・安心な生活環境を守ることができるよう、国が責任をもって必要な基準を定めること。
- 2 「民泊」の運営に関する実態を監視し、様々なトラブルに迅速かつ適切に対処する体制を国の責任において整備すること。
- 3 地域の実情に応じて適切な「民泊」の運営がなされるよう、条例の制定等により地域独自のルール等の構築を可能とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月17日

内閣総理大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣 あて
内閣府特命担当大臣（規制改革）

福島県議会議長 杉山純一